

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年3月29日受付分)

特定非営利活動法人
ODA 未来クラブ

縦覧期間

令和6年3月29日(金)から
令和6年4月12日(金)まで

特定非営利活動法人 ODA未来クラブ

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ODA未来クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学習意欲のある児童・生徒が、十分な学力を習得できるように、学習支援事業を行い、これからの日本の人材育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 尼崎市内の児童・生徒のための学習支援事業

(2) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会の申し出があったとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上
 - (2)監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長とする。理事長に事故ある場合はあらかじめ指定した副理事長とする。

2 理事長、副理事長に事故あるときは、正会員の中から総会において議長を選任する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができ

る。この場合において、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、出席したものとみなす。

3. 議決すべき事項について特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員現在数及び総会に出席した正会員数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 議長の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が署名（又は記名）、押印しなければならない。

3 第 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 理事の職務

(3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 事務局の組織、運営

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第35条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名（又は記名）、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数

による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(施行細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大谷 勘介
副理事長	大槻 真佐子
副理事長	磯田 雅司
理事	塚本 洋美
理事	石田 歩美
理事	吉野 千佳子
理事	條 充行
理事	小畑 充生
理事	大海 昌栄
理事	西村 太志
監事	石本 一也
監事	梅崎 文彦

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ①入会金 0 円
- ②年会費 1 0 0 0 円

(2) 賛助会員

- ①入会金 0 円
- ②年会費 1 0 0 0 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人ODA未来クラブ

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おおたに かんすけ 大谷 勘介	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	おおつき まさこ 大槻 真佐子	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	いそだ まさし 磯田 雅司	[REDACTED]	無
理事	つかもと ひろみ 塚本 洋美	[REDACTED]	無
理事	いしだ あゆみ 石田 歩美	[REDACTED]	無
理事	よしの ちかこ 吉野 千佳子	[REDACTED]	無
理事	こえた みつゆき 條 充行	[REDACTED]	無
理事	おばた みつお 小畑 充生	[REDACTED]	無
理事	おおらみ しょうえい 大海 昌栄	[REDACTED]	無
理事	にしむら たいし 西村 太志	[REDACTED]	無
監事	いしもと かずや 石本 一也	[REDACTED]	無
監事	うめざき おみひこ 梅崎 文彦	[REDACTED]	無

設立趣旨書

1 趣 旨

世界中の国々で経済格差の拡大が問われている昨今、格差の固定化は深刻な問題となり、資産や所得の違いが、様々な機会を得るチャンスの不平等を生んでしまう結果となりつつあります。

それにより生まれ育った環境から起きる子供たちへの教育格差もまた、それぞれの人生を大きく左右する原因にもなりかねません。現在日本では7人に1人の子供たちが危機的な状態にあると言われております。国内でおおよそ280万人、私たちのまち尼崎市では約20パーセントもの世帯で推移しております。

親世代に余裕がなければ子供たちの生活にも影響を与えることとなり、結果子供たちは教育や社会経験の機会を失うこととなります。「このような現状を少しでも変えることに何かできることは無いであろうか、尼崎市の子供たちの何かのきっかけになることができないであろうか？」という思いで、子供塾の開催を発案いたしました。

さまざまな環境で厳しい家庭の子供たちに学習支援の場を提供し、ボランティアで教えてくれる講師から学んだ子供たちが『いつか自分も社会のために』と思える人に、子供たちの居場所となり、自尊心を持ち、学習のきっかけに、そして何よりも小学生・中学生生活の思い出作りの場所となればと考えております。

2 申請に至るまでの経過

当初、尼崎に拠点を置いて活動する尼崎東ロータリークラブが主体となって、地域のボランティアの協力を得て、昨今脚光を浴びている「無料塾」活動を始めました。

チラシ等で広報を行い、生徒（地元小中学生）やボランティア講師を募集しました。

第1回の活動が令和4年1月17日でした。年度末や祝日、お盆などの夏季休暇を除く毎週月曜日を基本開催日として活動してまいりました。当初はボランティア講師も受講生も数名からスタートしましたが、少しずつ口コミ等で参加者が広がり、現在は、ボランティア講師も総数10名程度に増加し、毎回受講される生徒も15名程度から多い時は30名程度に増加して参りました。

令和5年12月18日開催分まで、都合73回の無料塾を開催継続しており、現在も継続中です。

活動拠点は、当初より一貫して、小田南生涯学習プラザ（尼崎市長洲中通一丁目6番10号）3階大ホールで行っております。事業趣旨に賛同いただき、当該大ホールを同プラザが無償にて開放いただいております。

開催日時は、基本的に毎週月曜日午後6時から8時40分で行い、小学生は7時半までとさせていただきます。各自学校の宿題等学習教材を持参し、自習していただきます。ボランティア講師が見回り、分からないことがあれば質問できるスタイルで、各自時間の許す限り自習に励んでもらうというスタイルです。当初、NPO法人阪神つばめ学習会様の指導を仰ぎ、この活動を参考に始めさせていただきました。

令和5年度に入り、当初から主体となって事業運営していた尼崎東ロータリークラブ会員と、地域のボランティアスタッフ間で、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという観点や、運営主体を対外対内とも、より明確にする必要性があるとの観点から、法人化の意思確認を行い、この度正式に法人化することを決議しました。

令和4年1月17日 第1回 無料塾開催

令和4年4月18日 第2回 無料塾開催

令和4年4月25日 第3回 無料塾開催

以降、年末年始、夏季お盆休暇、祝日等を除き、基本的に毎週月曜日開催

令和5年12月18日現在で第73回の無料塾を継続的に開催
令和5年12月18日 設立総会を開催

なお、下記 URL に活動の記録を掲載しております。

<http://amagasaki-tsubame.net/%E6%95%99%E5%AE%A4%E9%A2%A8%E6%99%AF/>

当初尼崎つばめ学習会と仮称しており、当該名称にてホームページを開設しておりました。

現在は「小田南生涯学習プラザ学習ルーム無料開放事業」と銘打って、チラシを作成のうえ、主に尼崎市在住の小・中学生を中心に生徒を募集して開催してきました。

令和5年12月18日

特定非営利活動法人ODA未来クラブ
設立代表者

氏名 大谷 勘介

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人ODA未来クラブ

1. 基本方針

法人設立を機に、地元尼崎を中心に、広く当法人の存在、活動内容を広報するとともに、多くの正会員、賛助会員を募り、財政基盤、運営基盤を確固たるものしていきます。具体的には、口コミやチラシ、ホームページ等による一層の広報により、今まで以上に多くの子供たちに学習の機会を提供するとともに、ボランティア講師や運営サポートボランティアを充実させることによって、より地域に根付いた「無料塾」にしていくことを重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 尼崎市内の児童・生徒のための学習支援事業	無料塾の開催 地元小中学生に学習スペースを提供し、ボランティア講師により、学習支援を行う。	お盆休みや年末年始、ゴールデンウィーク、春休み期間等を除く原則毎週月曜日 4月から翌年3月の期間における実施回数は40回程度	尼崎市立小田南生涯学習プラザ	尼崎市内の小中学生20人/回	0
(2) その他当法人の目的を達するために必要な事業	定款第5条第1号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 令和7年4月

②理事会 原則として毎月開催し年間1.2回開催する

(2) 事務局体制

事務局長や事務局スタッフは、当法人の社員や理事を中心に選定し、事業遂行にあたり必要な組織構成、役割分担などを決定し、事業が円滑に進むよう体制を整える。特段の事情が無い限り無償(ボランティア)とする。運営上問題が生じた場合は、随時理事会にて組織改善を図るものとする。

(3) 事業実施体制

事業実施に際しては、教室準備、受付、後片付け、見守り役等、毎回数名のスタッフを輪番制等に

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人ODA未来クラブ

1. 基本方針

1年目の活動実績や活動内容を振り返り、反省点や改善点について洗い出し、さらに地元住民に愛され、根付く事業になるように取り組み、より充実した学習支援事業を継続する。また、認知度を高める努力をし、正会員、賛助会員の増加を通じて、運営ボランティアの充実やさらなる財政基盤、運営基盤の充実を図る。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 尼崎市内の児童・生徒のための学習支援事業	無料塾の開催 地元小中学生に学習スペースを提供し、ボランティア講師により、学習支援を行う。	お盆休みや年末年始、ゴールデンウィーク、春休み期間等を除く原則毎週月曜日 4月から翌年3月の期間における実施回数は40回程度	尼崎市立小田南生涯学習プラザ	尼崎市内の小中学生25人/回	0
(2) その他当法人の目的を達するために必要な事業	定款第5条第1号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 令和8年4月
- ② 理事会 原則として毎月開催し年間12回開催する

(2) 事務局体制

初年度の事業運営を通じて随時改善された事務局体制を維持改善することに努める。

(3) 事業実施体制

事業実施に際しては、教室準備、受付、後片付け、見守り役等、毎回数名のスタッフを輪番制等によって配置して行う。子どもたちの安全を最優先として、子供たちが集中して学習に取り組めるよう配慮して行う。

令和6年度活動予算書
 成立の日から令和7年 3月31日まで

(単位:円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12,000		
賛助会員受取会費	200,000		
		212,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	250,000		
		250,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	1		
雑収益	0		
		1	
経常収益計			462,001
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
ボランティア講師謝金	80,000		
消耗品費	10,000		
印刷費	1,000		
保険料	0		
広報費	50,000		
飲食費(児童生徒おやつ)	30,000		
その他経費計	171,000		
事業費計		171,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
印刷費	10,000		
通信費	36,000		
旅費交通費	10,000		
会議費	15,000		
ホームページ維持管理費	120,000		
その他経費計	201,000		
管理費計		201,000	
経常費用計			372,000
当期正味財産増減額			90,001
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			90,001

令和7年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費	250,000		
		265,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	150,000		
		150,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	1		
雑収益	0		
		1	
経常収益計			415,001
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
ボランティア講師謝金	80,000		
消耗品費	10,000		
印刷費	1,000		
保険料	0		
広報費	50,000		
飲食費(児童生徒おやつ)	30,000		
その他経費計	171,000		
事業費計		171,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
印刷費	10,000		
通信費	36,000		
旅費交通費	10,000		
会議費	15,000		
ホームページ維持管理費	120,000		
その他経費計	201,000		
管理費計		201,000	
経常費用計			372,000
当期正味財産増減額			43,001
前期繰越正味財産額			90,001
次期繰越正味財産額			133,002